

お知らせ

(一社)九州観光推進機構

平成28年6月23日

九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度の運用
「九州観光復興キャンペーン」について

本日、「九州観光復興キャンペーン」に関して発表しましたのでお知らせします。

問合せ先：(一社)九州観光推進機構 九州観光広報センター 瀨崎 TEL：092-751-2951 FAX：092-751-2944
--

「九州ふっこう割」事業概要について

I 目的

熊本地震により、キャンセルが相次いだことで最も影響を受けている宿泊施設や観光施設などへ観光客を早急に呼び戻すため、国内客などを対象とした割引旅行商品の販売を旅行会社などと連携して行うことで、九州観光への風評被害の影響緩和を図る。

Ⅱ期と合わせて、150万人の旅行需要の喚起につなげたい。

II 事業の考え方について

旅行商品の造成及び助成金請求について

本事業は、国の交付金を利用して造成した割引旅行商品により、熊本地震でキャンセルを受けている九州の宿泊施設や観光施設などへ観光客を呼び戻すことを目的とするものである。

早急に観光客を呼び戻すために、まずは夏休みの旅行商品を対象としたい。

- 1 旅行商品を販売する際には、九州旅行が熊本地震で、被害を受けた九州観光の復興支援につながることを告知するため、HP、チラシ等に共通ロゴ、キャッチフレーズ【別紙1】を記載する。
- 2 造成した旅行商品を販売する際には、以下のとおり国から受ける助成金額を明記する。
記載例：「この商品は国の交付金により〇〇円助成を受けています。」
- 3 本事業の助成予算がなくなった時点で、割引旅行商品の販売を終了すること。

III 事業スキーム

「別紙2、スキーム図のとおり」

本事業の事務（各種申請受付や補助金の支払い等）については、県（機構）もしくは受託会社等が事務局となり行われる。

IV 事業費 180.3億円（国の交付金を財源とする）

V 事業の内容・メニューについて

「九州ふっこう割」事業の助成（補助）の条件については以下のとおり。

- 1 旅行商品の対象期間は、Ⅰ期として7月1日（金）から9月30日（金）宿泊とする。
なお、2期の10月～12月の取り扱いについては、別途定める。

2 上限割引率

旅行需要期である夏休み及び秋の旅行シーズンの開始後、初期段階での需要回復を加速化するため、7月及び9月を中心に思い切った割引率の設定を可能とする。

このため、設定可能な最大限の割引率（上限割引率）について、以下の通り設定。

上限割引率	7-9月	(参考)10-12月
熊本・大分両県	70%	50%
上記以外5県	50%	40%

3 割引上限額

国民の税金による高額旅行の優待とならないよう、1人当たり割引上限額を以下のように設定する。

- (1) 宿泊単品旅行 :20,000 円
- (2) 交通付き宿泊旅行 :20,000 円(1泊2日)、30,000 円(2泊3日以上)
- (3) 周遊型宿泊旅行 :35,000 円

4 事業メニュー

(1) 国内向けオンライン宿泊旅行商品 (実施者：機構)

①商品及び割引額

- ・旅行予約と一体化した割引
- ・価格帯に応じた定額割引
- ・一予約あたり割引額(1室と同義)

②旅行商品の販売時期等について

旅行商品の販売は7月1日(金)以降、順次販売を開始する

(2) 外国人旅行者(インバウンド)向けオンライン宿泊旅行商品 (実施者：機構)

①商品及び割引限度額 <国内向けオンライン旅行商品と同水準>

- ・旅行予約と一体化した割引
- ・価格帯に応じた定額割引
- ・一予約あたり割引額(1室と同義)

②旅行商品の販売時期等について

旅行商品の販売は7月1日(金)以降、順次販売を開始する

(3) 店舗型旅行会社(リアル旅行会社)の旅行商品 (実施者：県)

①対象商品：旅行会社が造成する宿泊旅行商品。

②割引額 <国内向けオンライン旅行商品と同水準>

- ・旅行予約と一体化した割引

③旅行商品の販売時期等について

旅行商品の販売は7月上旬以降、順次販売を開始する

(4) 周遊型旅行商品(国内) (宿泊が2県以上で2泊以上のもの) (実施者：県)

本旅行券事業の政策目的である「九州一体となった旅行需要創造」すなわち複数県を跨る周遊型旅行商品を重視した施策である。

① 対象商品：旅行会社が造成する企画募集型宿泊周遊旅行商品で2県以上に跨り、かつ2泊以上のもの

② 割引率：30,000円以上の商品を対象として最大35,000円まで

(5) 着地型旅行商品(地場の店舗型旅行会社が主体) (実施者: 県)

滞在時間を増やして宿泊需要喚起につなげることを目的。

① 具体例

地域の観光資源を活かした体験やまち歩きなど、観光目的地における旅行商品。

② 商品及び割引額

- ・企画募集型旅行商品に限る
- ・日帰り型旅行商品に限る
- ・旅行予約と一体化した割引
- ・価格帯に応じた定額割引

(6) インバウンド旅行商品(オンライン旅行社以外の団体商品等) (実施者: 県)

① 対象商品: 海外発地の九州内宿泊旅行商品

② 旅行予約と一体化した割引

(7) 割引宿泊券(プレミア付き宿泊クーポン)

① 販売チャネル・具体例

- ・コンビニエンスストア(実施予定県: 福岡県、長崎県、大分県、宮崎県)
- ・専用ウェブを通じたクーポン販売予定(「VISIT 熊本県」方式: 熊本県)

②商品及び割引額

・各県内の指定宿泊施設で共通使用できる定額割引宿泊券(クーポン)を、コンビニ店内

のチケット端末や、専用ウェブ(「VISIT 熊本県」方式)で販売

③購入限度枚数又は使用限度枚数の設定

買占めを防止し、広く消費者に利用機会が提供できるよう、使用限度枚数・購入限度枚数」の設定

④転売防止策の明確化

⑤不正行為の防止

利用者が宿泊せずに宴会等の日帰り割引に充てる等の不正行為の禁止について、クーポン券面や案内書等に表示・周知を図る

5 九州観光復興キャンペーンの実施

「九州はひとつ」の理念の下、地震の風評被害解消に向け、「九州ふっこう割」の利用促進のための一体的・統一的な観光プロモーションを行う。機構と各県が協調し、域外・域内(九州内)で広報・宣伝を実施する。